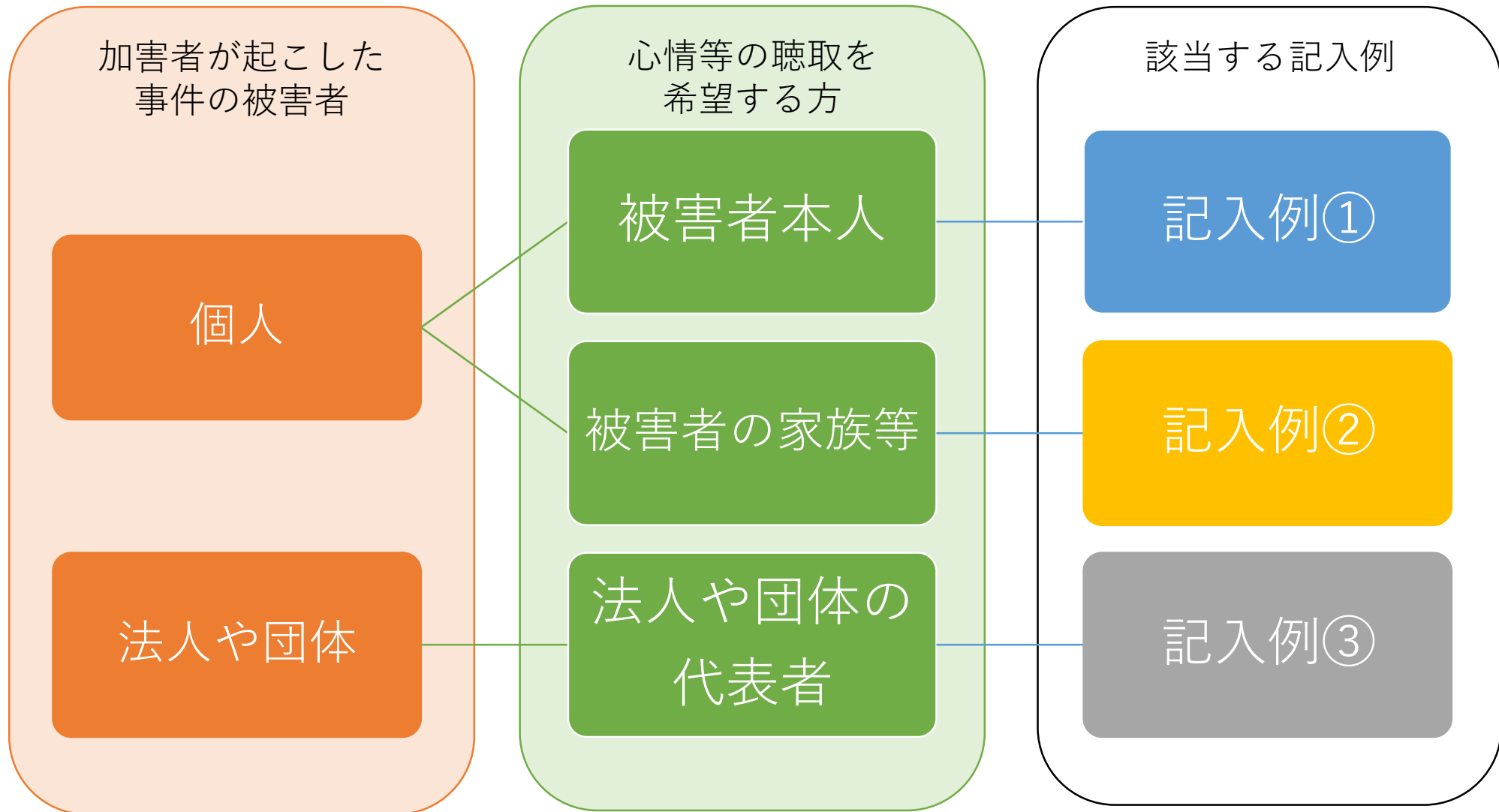


※参考資料ですので、御不明な点は矯正施設等（4枚目参照）にお問い合わせください。



申出書の作成・提出、日程調整の事務手続を委任状により代理する方（授權代理人）は、次のページの「授權代理人による手続」を確認ください。

作成・提出、日
する方（授権代
・伝達申出書）
に、代理人であ
住所を記載して

事実を確認する
の本人確認書類

← 委任を受けて申出書の作成・提出、日程調整の事務手続を代理する方（授權代理人）は、「心情等聴取・伝達申出書」の申出年月日の下の余白に、代理人である旨、代理人の氏名及び住所を記載してください。

併せて、代理権授与の事実を確認するため、委任状及び代理人の本人確認書類が必要となります。

※参考資料ですので、御不明な点は矯正施設等（4枚目参照）にお問い合わせください。

申出人の本人確認書類（心情等聴取・伝達申出書の3（1）で選択した書類）

申出書に記載された申出人の
 氏名・住所・生年月日が確認で
 きる書類として、左記のいづれ
 かを、申出書の提出時に持参
 （申出書を郵送提出する場合は
 申出書に同封）してください。

※参考資料ですので、御不明な点は矯正施設等（4枚目参照）にお問い合わせください。

2 被害者本人以外による申出（記入例②に該当する場合） ①及び②A又は②Bのいずれかを提出

① 申出人の本人確認書類（心情等聴取・伝達申出書の3（1）で選択した書類）

マイナンバーカード	（郵送の場合）個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出	申出書に記載された申出人の氏名・住所・生年月日が確認できる書類として、申出書の3（1）で選択した書類を、申出書の提出時に持参（申出書を郵送提出する場合は申出書に同封）してください。
運転免許証	（郵送の場合）裏面に変更履歴等が記載されている場合は、両面の写しを提出	
その他	https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/common/doc/overview/Honninkakunin.pdf 参照	



②A（被害者の法定代理人） 被害者との関係の証明書類（心情等聴取・伝達申出書の3（2）アで選択した書類）

戸籍謄本	申出人が被害者の法定代理人であることが確認できる書類として、申出書の3（2）アで選択した書類を、申出書の提出時に持参（申出書を郵送提出する場合は申出書に同封）してください。
登記事項証明書	
その他	

②B（被害者の親族） 被害者との関係及び被害者本人に代わって申出をする理由の証明書類（心情等聴取・伝達申出書の3（2）イで選択した書類）

戸籍謄本	・ 申出人が被害者の親族であることが確認できる書類 ・ 被害者本人に代わって申出する理由を証明する書類（申出に係る加害者の事件によって、被害者が亡くなった、又は心身に重大な障害等を生じたことが明らかな場合は、不要となる場合があります。） として、申出書の3（2）イで選択した書類を、申出書の提出時に持参（申出書を郵送提出する場合は申出書に同封）してください。
被害者本人の心身の状況が分かる診断書	
その他	

※参考資料ですので、御不明な点は矯正施設等（4枚目参照）にお問い合わせください。

3 法人等による申出（記入例③に該当する場合）

申出人である法人等の確認書類（心情等聴取・伝達申出書の3（1）その他で記載した書類）

法人登記簿謄本	申出書に記載された ・名称及び主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名 が確認できる書類として、左記のいずれかを、申出書の提出時に持参（申出書を郵送提出する場合は申出書に同封）してください。
商業登記簿謄本	
その他	



申出人である法人等の確認書類（心情等聴取・伝達申出書の3（1）その他で記載した書類）

マイナンバーカード	申出書に記載された代表者の本人確認ができる書類として、左記のいずれかを、申出書の提出時に持参（申出書を郵送提出する場合は申出書に同封）してください。
運転免許証	
その他	

御不明な点はお問い合わせください

お問合せは、全国の矯正管区・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）で可能です。

連絡先は次のURL又は右のQRコードから御確認ください。

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/contact.html>

